

青森労災病院 診療に関する基本規程

平成31年1月18日制定

(目的)

第1条 この規程は、労働者健康安全機構青森労災病院（以下「病院」という）における診療及びこれに付随する事項に関し基本的な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「病院」とは、青森労災病院の用に供する建物、敷地、及びこれらの付属設備をいう。

(診療時間、受付時間及び休診日)

第3条 病院における外来診療時間ならびに受付時間については、他の特別な定めがある場合を除き、次のとおりとする。

診療時間（月～金曜日） 8時15分～17時00分

受付時間 8時15分～11時00分

2 病院における外来診療は、他の特別な定めがある場合を除き、次の日を休診日とする。

(1) 土曜日・日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日（以下「祝日」という）

(3) 年末年始（12月29日～1月3日）

3 前二項について、いずれも緊急を要する場合はこの限りではない。

(面会)

第4条 入院患者に対する面会時間は、次のとおりとする。

(1) 平日 14時00分～19時00分

(2) 休診日 12時00分～17時00分

(支払)

第5条 診療を受けた者は、原則、会計窓口にて料金を支払わなければならない。

(患者の権利と責務)

第6条 患者は、次に掲げる事項を理解し、療養に努めなければならない。

(1) 人格を尊重した良質で安全な医療を公平に受ける権利があること。

(2) 診断、治療、予後について、十分な説明を受ける権利があること。

(3) 十分な説明を受けた後、治療方法等について、自らの意思で選択する権利があること。

(4) 診療上の個人情報に関する守秘を求める権利があること。

(5) 自らの診療記録の開示を求め、情報を得る権利があること。

(6) 自らの健康に関する情報を、できるだけ正確に医療提供者に伝える責務があること。

(7) 良質で安全な医療を適切に受けることができるよう、病院の規則を守り、他に迷惑をかけないよう配慮する責務があること。

(禁止事項)

第7条 病院内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 診療行為及びこれに付随する行為を妨げること。
 - (2) 暴言、脅迫、威嚇、暴力行為等により、他人（職員や他の患者を含む）に迷惑をかけること。
 - (3) 病院長の許可なく、院内での写真・動画の撮影及び録音を行うこと。
 - (4) 建物、立木、工作物、その他の施設もしくは設備を毀損又は汚損あるいはこれに類する行為をすること。
 - (5) 刃物、爆発物、その他の危険物を持ち込むこと。
 - (6) 許可なく、立入を禁止した区域に立ち入ること。
 - (7) 病院敷地内において、飲酒（ノンアルコールビールを含む）や喫煙もしくは病院長が禁じた行為をすること。
 - (8) 使用禁止区域で携帯電話、その他の無線設備もしくは電子機器を使用すること。
 - (9) 指定場所以外の場所に駐車もしくは駐輪すること。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、病院の静穏等の保持もしくは災害防止のための障害となるような行為をすること。
- 2 病院長の許可を得て、院内で写真・動画の撮影または録音を行った場合であっても、ブログ、SNS等への掲載はしてはならないものとする。
- 3 病院長は、前項各号に掲げる行為をするおそれがある者に対し、必要な警告を発することができる。
- 4 病院長は、第1項各号に掲げるいずれかの行為または第2項に掲げる行為を行った者に対し、危険物その他の持込み物の撤去もしくは危険行為の排除、撮影した写真・動画・録音データ（媒体不問）の破棄若しくはSNS等に掲載されたこれらのデータの削除、その他当院の安全確保のために必要な措置を命じ、あるいは院内及び敷地内からの即時退去を命じることができる。

(診療又は入院の終了、拒否)

第8条 病院長は、次の各号に該当する事由が生じたときは、患者の診療又は入院を拒み、もしくは外来診療の終了を告知し、あるいは患者又はその関係者に対し、退院もしくは病院からの退去を命じることができる。

- (1) 診療又は入院の必要を認めないとき。
- (2) 入院患者が収容定員に達したとき。
- (3) この規程に違反した行動をとったとき。
- (4) その他、診療の終了もしくは入院の拒否をすることもやむを得ないとする事情があると病院長が認めたとき。

(損害賠償)

第9条 故意又は過失によって、病院及び付属施設もしくは医療機器、薬剤、その他の医療用資材を損傷又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、病院長が特別な事情があると認めたときは、これを減免することができる。

附則

- 1 この規程は平成31年1月18日から施行する。
- 2 この規程は、前項の施行日前から入院している者もしくは外来診療受診者ならびにその関係者についても適用する。

令和7年2月20日改訂